さくら市長　中村　卓資　様

電気自動車に関する確約書

 私はさくら市脱炭素化普及促進事業費補助金の申請において、以下の申し立てした内容が事実と異なり、補助金の要件を満たさない場合には、さくら市脱炭素化普及促進事業補

助金交付要綱第12条の規定による補助金の返還に応じます。

記

１．自動車車検証の「車両の所有者」は、割賦払い終了後に現在の所有者から申請者に所有権が移行されること。

２．補助金要綱第15条及び16条の規定に基づき、耐用年数を満了せずに当該自動車を処分等した際は、補助金の全額または一部を市に返還すること。

令和　年　月　日

　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印